

住宅政策本部へ寄せられた都民の声(平成31年4月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
1	3	11	4	4	0	0	23

※上記区分の定義

- 提言:** 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。
- 意見:** 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情:** 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望:** 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談:** 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を求めるもの。
- 問合せ:** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

寄せられた都民の声と対応事例

- ▶(都民の声)不動産業者の勧誘行為について
A社から、不動産売却を勧誘する目的で、パンフレットが郵送されました。
そのパンフレットにおいて、私の過去の不動産取得に関わる誤った説明がなされています。
こうした行為は、消費者に不快感を与え、欺く行為で、行政による指導や勧告の対象とならないのでしょうか。
- ▶(対応)
日頃より都政に御協力いただきありがとうございます。
宅地建物取引の勧誘については、法律に基づき、再勧誘の禁止や深夜の電話勧誘等の禁止等の規制がなされています。しかし、不正確な情報に基づいて勧誘を行ったことをもって、直ちに法律違反を問うことは困難です。
なお、勧誘を受けることを希望しない意思を表示したにもかかわらず、勧誘の継続がありましたら、御相談いただければと存じます。
また、個人情報の取扱いは、国の「個人情報保護委員会」相談窓口(03-6457-9849)に御相談いただきますようお願いいたします。